

【最新情報】

経済産業省の支援策

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

経済産業省：新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ（パンフレット）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>（3/19更新）

厚生労働省：新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

石川県：新型コロナウイルス感染症について

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansen/corona.html>

金沢市：新型コロナウイルス感染症関連情報

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/11003/info/corona.html>

【経営相談】

①金沢商工会議所「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」

新型コロナウイルスによる事業への影響など経営に関する相談や情報提供を行なっています。

問い合わせ先 金沢商工会議所 企業経営アシストセンター

TEL 076-263-1161

（平日 8:45～17:15 予約不要）

※土日祝日も「電話・窓口相談」を実施しています。（9:00～17:00）

②確定申告期限延長（～4/16）に伴い、4月に納税相談会を緊急開催します！

日時 4月8日（水）～10日（金）9:30～12:30

場所 金沢商工会議所会館2階 研修室1

- 留意点
- ・相談の際は前回の確定申告の写し等をお持ちください。
 - ・会場ではインターネットを利用した確定申告（e-TAX）が可能です
 - ・確定申告書等の提出の際には、マイナンバーの記載及び本人確認書類の提示又は写しの添付及び印鑑が必要です。

※その他の主な相談窓口について

○[日本政策金融公庫](#) 金沢支店 中小企業事業 TEL 076-231-4275
国民生活事業 TEL 076-263-7191
（平日 9:00～18:00）

○[商工組合中央金庫](#) 金沢支店 TEL 076-221-6141
（平日・土日祝 9:00～17:00）

○[石川県産業創出支援機構](#) TEL 076-267-6711
[（よろず支援拠点）](#) 平日 8:30～17:15 土日祝（電話のみ）10:00～17:00

○[石川県信用保証協会](#) TEL 076-222-1522
（平日 9:00～19:00 土日祝 9:00～17:00）

○[金沢市 産業政策課](#) TEL 076-220-2204
（平日 9:00～17:45）

【資金繰り支援に関する情報】

信用保証制度

①セーフティネット保証（4号）

新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している中小企業者・小規模事業者への資金繰り支援措置として、一般保証枠とは別枠の保証枠が利用できます。

- 要件**
- ①当市において1年以上事業を継続している
 - ②新型コロナウイルスの影響を受け、直近1か月の売上高が前年同月に比して20%以上減少、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる事業者

保証 限度額 一般保証枠（最大2億8,000万円）と別に特別枠（最大2億8,000万円）
保証割合 借入債務の100%

利用 [市町村の認定](#)を受け、金融機関又は石川県信用保証協会へ持参の上、融資申し込み。

②セーフティネット保証（5号）

新型コロナウイルスの影響を受ける業種に属する中小企業者への資金繰り支援措置として、一般保証枠とは別枠の保証枠が利用できます。

- 要件**
- ①指定業種に属する事業を行なっている。
 - ②最近3か月の売上高等が前年同期比5%以上減少している事業者。
- ※指定業種は[こちら](#)（3/3 [追加業種](#)、3/13 [更に追加業種](#)発表）
※時限的運用緩和…2月以降、直近3か月の売上高が算出可能となるまでの間、直近1か月の売上高等とその後2か月の売上高を含む3か月の売上高等の減少でも可。
（例：2月の売上実績+3、4月の売上高見込み）

保証 限度額 一般保証枠（最大2億8,000万円）と別に特別枠（最大2億8,000万円）
保証割合 借入債務の80%

利用 [市町村の認定](#)を受け、金融機関又は石川県信用保証協会へ持参の上、融資申し込み。

③危機関連保証制度

全国・全業種を対象として「危機関連保証」を一般保証枠、セーフティネット保証枠と別枠で利用することができます。

要件 売上高が前年同月比15%以上減少する中小企業・小規模事業者

保証 一般枠、SN保証枠とは別枠で最大2億8,000万円（保証割合100%）

※信用保証に関するお問合せ 石川県信用保証協会 TEL 076-222-1522

日本政策金融公庫

④新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルスの影響により、一時的に売上減少など業況が悪化している中小企業・小規模事業者・個人事業主（フリーランス含む）の資金繰りを支援する融資制度（新設）
信用力・担保にかかわらず、一律金利とし3年間は金利引き下げを行なう。

- 要件**
- 最近1か月の売上高が、前年又は前々年同期を比較して、5%減少の方
 - ※業歴3か月～1年1か月未満の方は、最近1か月の売上高が過去3か月

限度額	中小企業3億円、小規模事業者6,000万円
融資利率	当初3年間 基準金利より▲0.9% ※特別利子補給制度対象 (利下げ限度額 中小企業1億円、小規模事業者3,000万円)
融資期間	設備20年以内、運転15年以内(据置5年以内)
お問合せ	日本政策金融公庫金沢支店 中小企業事業 TEL 076-231-4275 国民生活事業 TEL 076-263-7191

⑤生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

生活衛生関係の事業を営んでいる方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化をきたしており、次の要件に該当する方の資金繰りを支援します。

- 要件**
- ①最近1カ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較し5%以上減少している方
 - ②業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合は、最近1カ月の売上高が次のいずれかを比較して5%以上減少している方
 - ・過去3カ月(最近1カ月を含みます。)の平均売上高
 - ・令和元年12月の売上高
 - ・令和元年10月から12月の平均売上高

限度額	6,000万円
融資利率	当初3年間 基準金利より▲0.9% ※特別利子補給制度対象 (利下げ限度額 中小企業1億円、小規模事業者3,000万円)
融資期間	設備20年以内、運転15年以内(据置5年以内)
お問合せ	日本政策金融公庫金沢支店 国民生活事業 TEL 076-263-7191

※特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により貸付行なった事業者のうち、特に影響の大きいフリーランスを含む個人事業主、売上が激減した事業者に対し、利子補給を行ないます。

- 適用対象** 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行なった中小企業者の内、以下の要件を満たす方
- ① 個人事業主(フリーランス含む、小規模に限る) : 要件無し
 - ② 小規模事業者(法人事業者) : 売上高15%減少
 - ③ 中小企業者(①②を除く事業者) : 売上高20%減少

期間	借入後当初3年間
補給上限	中小企業1億円、小規模事業者3,000万円

※申請方法、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第、お知らせします。

⑥新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付

新型コロナウイルスの影響により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方が対象の融資制度(運転資金のみ)

限度額	【旅館業】別枠3,000万円 【飲食店・喫茶店営業】別枠1,000万円
融資期間	7年以内
お問合せ	日本政策金融公庫金沢支店 国民生活事業 TEL 076-263-7191

⑦生活衛生改善貸付の拡充（新型コロナ関連）

新型コロナウイルスの影響により、最近 1 カ月の売上が前年または前々年同期と比較して 5%以上減少している生活衛生関係の小規模事業者に対し、別枠 1,000 万円の範囲内で当初 3 年間通常金利から 0.9%引き下げる。加えて、据置期間を運転3年以内、設備4年以内に延長する。

⑧マル経融資の拡充（新型コロナ関連）

新型コロナウイルスの影響により、売上が減少した小規模事業者に対し、別枠 1,000 万円の範囲内で当初3年間通常金利から 0.9%引き下げる。加えて、据置期間を運転3年以内、設備4年以内に延長する。

⑨経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）の要件緩和

社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしている、又は今後影響の恐れがある中小・小規模事業者を支援する融資制度

限度額 中小企業 7 億 2,000 万円、小規模事業者 4,800 万円

融資期間 設備 15 年以内 運転 8 年以内

お問合せ 日本政策金融公庫金沢支店 中小企業事業 TEL 076-231-4275
国民生活事業 TEL 076-263-7191

⑩海外展開・事業再編資金

海外直接投資に係る海外展開事業の業況悪化などにより、本邦内における事業活動が影響を受けている方を支援する融資制度

限度額 中小企業 1 4 億 4,000 万円 小規模事業者 7,200 万円

融資期間 設備 20 年以内 運転 7 年以内

お問合せ 日本政策金融公庫金沢支店 中小企業事業 TEL 076-231-4275
国民生活事業 TEL 076-263-7191

県制度融資

⑪経営安定支援融資（緊急経営安定支援分）の要件拡充

新型コロナウイルスの影響により、資金繰りに支障が生じる事業者への一層の資金繰り対策として、要件等を拡充します。

要件 (1)最近 3 ヶ月間の売上高又は販売数量が前年同期に比して 3%以上減少

(2)売上原価の 20%以上を占める原油・原材料の最近 1 ヶ月間の仕入
価格が前年同期比で 20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等の
価格に転嫁できないもの

(3)新型コロナウイルス感染症の影響により、最近 1 ヶ月間の売上高又は販売数量が、
前年同期に比して 3%以上減少しているもの ※今回追加要件

金利 要件(3)の場合、固定で 1.0%以内。

限度額 8,000 万円

期間 7 年以内（うち据置期間 2 年以内）

保証料 セーフティネット 4 号認定の場合 0.5%、5 号認定の場合 0.4%

⑫新型コロナウイルス感染症特別融資の創設

新型コロナウイルス感染防止に伴う大規模イベント自粛要請等により、急激かつ大幅に影響を受けた事業所に対する、新たな資金繰り対策を講じます。

要件	最近2週間～1ヵ月程度の売上高が前年同期に比して20%以上減少している
金利	1.0%以内
限度額	8,000万円
期間	10年以内（うち据置期間3年以内）
保証料	0%（県が保証料全額負担）

県制度のお問合せ 石川県経営支援課 TEL 076-225-1521

その他

⑬危機対応業務の実施（[日本政策投資銀行](#)、[商工中金](#)）

大企業・中堅企業等の資金繰りや国内サプライチェーンの再編支援を行ないます。

○日本政策投資銀行 北陸支店 TEL 076-221-3211

○商工組合中央金庫 金沢支店 TEL 076-221-6141（平日9:00～15:00）

※この他、新型コロナウイルスの影響により、事業者の資金繰りに重大な支障が生じないよう、政府系、民間金融機関等に対し、適時適切な貸出、既往債務の条件変更、年度末の資金繰り等について配慮するよう要請されております。

中小企業金融相談窓口

今回の金融施策の内容や資金繰りに関する相談を受け付けています。

受付時間：9:00～17:00（平日・休日）

直通番号：03-3501-1544

金融庁相談ダイヤル

受付時間：10:00～17:00（平日）

直通番号：0120-156811（フリーダイヤル）

【助成金・補助金等に関する情報】

①雇用調整助成金の特例措置・対象拡大

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対し一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合、休業手当、賃金等の一部を助成する助成金。今般、新型コロナウイルスの影響を踏まえた特例措置、対象拡大が行われます。

助成内容	助成率	大企業1/2	中小企業2/3
	支給限度日数	1年間で100日（3年間で150日）	

お問合せ 石川労働局 職業対策課 TEL 076-265-4428

② [小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金）](#)

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設されます。

○ [新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（詳細版）](#)

○ [小学校等の臨時休業に対応する保護者支援の創設](#)

申請先	学校等休業助成金・支援金受付センター
問合せ	学校など休業助成金・支援金等相談コールセンター 0120-60-3999 9:00~21:00（平日・土日祝日）

③ [時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例](#)

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、テレワーク導入や特別休暇の規定を整備した中小企業事業主を支援。既存のコースの要件を簡素化した上で、時間外労働等改善助成金に特例的なコースを新たに設けます。

助成内容	テレワークコース	助成率	1/2	限度額	100万円
	職場意識改善コース	助成率	3/4	限度額	50万円

※ [新型コロナウイルス感染症に係る時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例的なコースの申請受付開始について（3/9公表）](#)

○時間外労働等改善助成金（[新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース](#)）

○時間外労働等改善助成金（[職場意識改善特例コース](#)）

※テレワーク導入に関する情報

○ [テレワーク情報サイト](#)（総務省）

○ [テレワーク総合ポータルサイト](#)（厚生労働省）

○ テレワーク相談センター（厚生労働省）

TEL 0120-91-6479（平日 9:00~17:00）

メール sodan@japan-telework.or.jp

④ [生産性革命推進事業](#)（令和元年度補正予算事業、時期未定）

新型コロナウイルスの影響を受けながらも、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓、IT化に取り組む事業者を優先的に支援します。

・ [ものづくり・商業・サービス生産性向上補助金](#)（全国中小企業団体中央会）

中小企業・小規模事業者が実施する設備投資にかかる費用の一部を補助

お問合せ [ものづくり補助金事務局サポートセンター](#)

受付時間：10:00~12:00、13:00~17:00/月曜~金曜（土祝日除く）

電話番号：050-8880-4053

・ [小規模事業者持続化補助金](#)（日本商工会議所）

小規模事業者が取り組む販路開拓や生産性向上の取組を支援

お問合せ 小規模事業者持続化補助金事務局

受付時間：9:30～12:00、13:00～17:30／月曜～金曜（土日祝日除く）

電話番号：03-6447-2389

・ [IT導入補助金](#)（（一社）サービスデザイン推進協議会）

バックオフィス業務の効率化等の付加価値向上に繋がるIT ツール導入を支援

お問合せ サービス等生産性向上IT 導入支援事業 コールセンター

受付時間：9:30～17:30（土日祝日除く）

電話番号：0570-666-131

【その他のお知らせ】

① [申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が延長](#)

新型コロナウイルス拡大防止の観点から、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が令和2年4月16日（木）まで延長されました。また、これに伴い、申告所得税並びに個人事業者の消費税の振替日も延長します。

② [産業界への下請配慮要請](#)

新型コロナウイルスにより影響を受ける下請等中小企業への取引上のしわ寄せ防止のため、業界団体等を通じて、親事業者に配慮を求める要請がありました。

親事業者から不当な発注等を受けた場合など、下記までお問合せください。

③ [個人事業者・フリーランスとの取引に関する配慮要請](#)

新型コロナウイルスにより影響を受ける個人事業主・フリーランスの方と取引を行なう発注事業者に対し、業界団体を通じて取引上の適切な配慮を求める要請がありました。

お問合せ 下請けかけこみ寺 TEL 0120-418-618

④ 海外に拠点・取引先を持つ事業者向けにジェトロ（日本貿易振興機構）HPにて、情報提供をしています。

ジェトロHP「[新型コロナウイルス感染拡大の影響](#)」

⑤ 国税の納付、厚生年金保険料等の猶予について

新型コロナウイルスの影響により、国税や厚生年金保険料を一時的に納付することが困難な場合、申請することにより換価の猶予が認められることがあります。詳しくは、最寄りの年金事務所や税務署にご相談ください。